

# 令和5年度「大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務」公募に係る質問に対する回答

令和5年5月23日

科学技術振興課

No.	公募要領などの項目	質問内容	回答
1	文字の確認	仕様書P3の「4 成果指標等」の「(2) 企業を目指す研究者等を掘り起こすための取組」は「(2) <b>起業</b> を目指す研究者等を掘り起こすための取組」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 仕様書を修正して、掲載しました。
2	事業化ハンズオン支援について	事業化とは、起業だけでなく、企業とのマッチングなども含むと解釈してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業化ハンズオン支援は、仕様書1頁「3 委託業務の内容 (1) 大学発ベンチャー創出に向けた支援」にありますとおり、起業を志向する大学の研究者等に対する課題解決、共同研究や技術移転等に向けた大学と企業とのマッチングなどの支援を指しており、大学発ベンチャー創出を促す取組のひとつです。
3	事業化ハンズオン支援について (その2)	すでに起業している研究者の支援も対象になるのでしょうか？ また、研究者が設立したベンチャー企業も対象となるのでしょうか？仮に対象となるのであれば条件等はあるのでしょうか？ (例えば設立10年以内等)	当該事業は、大学発ベンチャーの創出を促すことを目的としているため、すでに起業している研究者は対象になりません。 また、設立後のベンチャー企業も対象になりません。